

山口市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化が進む本市において、地域外の人材を活用し、地域の活力を促進するとともに、その人材の定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、山口市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(活動内容)

第3条 隊員の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林水産業の振興に係る活動
- (2) 観光・文化・伝統・スポーツの振興に係る活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興に係る活動
- (4) 地域づくりに係る活動
- (5) 地域間交流及び移住・定住促進に係る活動
- (6) その他、地域活力の向上、促進に資する活動

(任用)

第4条 隊員は、次の各号の全てに該当する者のうちから、市長が任用する。

- (1) 前条に規定する活動に意欲を持って取り組むことのできる者
- (2) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活動できる者
- (3) 3大都市圏を始めとする都市地域等に住民票を有し、採用決定後にその地域から本市に住民票を移すことができる者
- (4) その他市長が必要と認める資格を有し、又は、要件を満たす者

2 隊員の任用期間は1年間とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で任用された者の任用期間は、当該任用のあった日から当該年度の末日までとする。

3 市長は、隊員の任期を最大3年まで更新できるものとする。

(勤務時間等)

第5条 隊員の勤務日は、原則として週4日とする。ただし、職務実態に応じて所属長が指定できるものとする。

2 隊員の活動時間は、1週当たり31時間とする。

3 隊員の休憩時間は、常勤職員の例による。

4 休日は、あらかじめ所属長が定める日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び、12月29日から翌年1月3日までの期間は、勤務を要さないものとする。

5 所属長が隊員に対し休日に勤務することを命じる場合には、第2項に規定する1週間当たりの活動時間の範囲内において、当該休日を勤務日に振り替えることができるものとする。

6 隊員の休暇は、山口市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年山口市規則第25号）に定めるところによる。

（報酬等）

第6条 隊員の報酬は、山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年山口市条例第23号。以下「条例」という。）及び山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年山口市規則第7号）に定めるところによる。

2 隊員の号給は、別表1のとおりとする。ただし、条例第15条第5項の規定は、適用しない。

3 隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で市が負担する。

4 その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で市が負担する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症の影響による任期の特例）

2 令和元年度から令和3年度までの間に任用された隊員であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、その活動に大きな制約を受けた隊員については、市長が必要と認めるときは、第4条第3項の規定による最大3年の任期の更新に加えて、2年を上限として、更に任用を更新することができるものとする。

別表1（第6条関係）

号給	
給料表	1級50号